

伊藤進議員

第1 標題「富士吉田市立病院について」

1 回目の質問

令和7年6月定例会において、一般質問をさせていただきます。

今回は、第1 標題として本市住民の生命と健康を守るための牙城である、富士吉田市立病院について、第2 標題として、本市における有機農業とオーガニックビレッジについて、質問をさせていただきます。

地方自治法第244条は、住民の福祉を増進する目的で「公の施設」を設けるものとすることを規定しています。住民の健康を守るための「公の施設」として設置されたのが、自治体病院である富士吉田市立病院であります。富士吉田市立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしています。しかしながら、公立病院の約9割が赤字経営になっていると言われてい

ます。経営状況の悪化や、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急激な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化を背景として、総務省は、令和4年3月に、「持続可能な地域医療提供体制を確保していくためのガイドライン」を示し、公立病院経営強化プランの策定を要請しました。この要請を受け、本市立病院は、ガイドラインに提示された6つの視点に基づき「富士吉田市立病院経営強化プラン」を令和6年3月に策定し、プランの計画期間を令和6年度から令和9年度までの4年間としました。

この経営強化プランの中には、高度医療機器等活用の推進として、放射線治療装置リニアックについて、稼働率の向上を図り、導入から10年以上経過しているが、高度医療の提供が途切れることのないように計画的に更新を図り、富士東部地域唯一の地域がん診療病院としての使命を果たしていくと記載されています。

本年2月臨時会における執行者からの報告、及び3月15日の一部地方紙の報道によりますと、放射線を当てる位置を定める装置（ピナクル）の故障と放射線治療装置リニアックの不具合により、2月から放射線治療が休止されている状況が続き、放射線治療を望む市内の患者は、県立中央病院や山梨大付属病院などを紹介していただいて、対応をとっているとのことですが、本市立病院松田院長は「すでに治療の開始までに2～3か月待ちの状態であるようだ」とコメントしています。この放射線治療器のお

かげで、がんに罹患した多くの市民の命が救われています。現在、同じ病気に罹患されている市民の皆様は、この治療が地元で受けられずに大変なご苦勞をされており、一日も早くリニアックの再開を待ち望む市民の声が、私のもとに寄せられています。

ピナクルやリニアックの更新に関して財政難を理由として上げていますが、令和6年3月に策定された市立病院経営強化プランでは、リニアック等の計画的更新に関して、力強い言葉で更新を図ることをあげています。何故1年も経たないうちにこのような状況に陥ったのか、執行者の見解をお聞かせください。

また本年4月11日の同紙報道によると、リニアックの更新に関して堀内茂市長は「市単独での更新は考えられない」と示し「富士東部地域あるいは県全体で考えるべき時が来ている」と話されています。リニアックの治療を受けた患者のおよそ半数は、市外からであることを鑑みれば、妥当な見解であると言えます。現在、リニアックの更新に関して、富士東部地域や山梨県との話し合いの場が設けられているようでしたら、進捗状況についてお聞かせください。

またこの経営強化プランの中では、医師不足や看護師不足が大きく叫ばれる中で、医療スタッフの確保は、喫緊の課題であるとし、これは病院経営上の問題のみならず、富士北麓地域の基幹病院としての役割を担う当院にとって重要かつ積極的に取り組むべきものと考えていると記載されています。しかし、本年4月12日の一部地方紙の報道によりますと、看護師不足で体制を見直すという記事がありました。看護師不足が原因で、集中治療室（ICU）病棟を一時的に休止し、患者への看護師の対応が約半数で済む、ICUに準じたHCUの一般病棟への機能移転で、看護師不足が解消されるまで、病棟体制の変更を行うと聞きました。集中治療室（ICU）病棟を休止するということは、1分1秒を争うような生命の危機にある重篤患者の市民の方が、緊急搬送された場合、HCUでも対応できるのでしょうか。守られるべき生命が守られない事態は、市民にとって大変不幸なことであると考えます。現状の看護師不足を解消し、集中治療室（ICU）の運用を一日も早く開始していただきたいと考えますが、執行者の見解をお聞かせください。

また、この経営強化プランには、経営形態の見直しについても記載されています。強化プランのガイドラインでは、1つ目として地方独立行政法人化、2つ目として地方公営企業法の全部適用、3つ目として指定管理制度の導入、4つ目として事業形態の見直しの選択肢が示されているとのことですが、本市の病院事業は、経営者が市長に

なっている「地方公営企業法の一部適用」という経営形態をとっています。人件費や光熱費、そして医療機器の高騰など、今後の病院経営は、益々厳しい状況になることが予想されます。先のリニアックに関する堀内市長の見解を鑑みますと、病院全体の経営が、本市単独の経営では、立ち行かない状況になるかもしれません。富士吉田市立病院の今後の経営形態の見直しについて、執行者の見解をお聞かせください。

以上、第1 標題 1 回目の質問とさせていただきます。

1 回目の市長答弁

伊藤進議員の富士吉田市立病院についての御質問にお答えいたします。

まず、富士吉田市立病院経営強化プラン策定から間もないなかでリニアックを休止する状況についてであります。当該プランを策定後の令和6年度の物価上昇率は2.7 パーセント、人事院勧告による人件費の上昇率は2.58 パーセントとなっております。

一方、病院収入の根幹である入院収益や外来収益は、国が定めた診療報酬として算定される公定価格となっておりますが、令和6年度の薬価等を含めた診療報酬の改定率は、マイナス0.12 パーセントと大幅な乖離が生じております。

このような想定を超える急激な物価等の上昇とこれらに見合った診療報酬の改定がされないことが病院の経営状況に強く影響を与えたことから、リニアックを休止するに至ったものであります。

次に、リニアックの更新に関しての話し合いの場についてであります。3月末に山梨県と現状確認を含めた情報共有を行っており、今後も引き続き県と協議を進めてまいります。

また、集中治療室、いわゆるICUの休止の影響と再開についてであります。ICUの機能を一般病棟にある高度な医療を提供するHCUへ移すとともに、ICUのスタッフと設備を一体でHCUに配置し、さらに医療安全に最大限配慮することで、これまでと同様に重篤な患者等への対応を行うことが可能となるため、地域の医療に対し、過度な不安や大きな影響を与えることはないと考えております。

今後、看護師不足の解消を図り看護体制が整い次第、速やかにICU病棟を再開してまいります。

次に、経営形態の見直しについてであります。経営改善を進めるための選択肢の一つとして、当院において各経営形態等を導入するメリットやデメリットの洗い出し、経営に与える効果、他病院における成果等を踏まえ、検証してまいります。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

第1 標題 2 回目の質問をさせていただきます。

リニアックに関しまして、想定を超える急激な物価等の上昇と、これらに見合った診療報酬の改定がされないことが、病院の経営状況に強く影響を与えたことから、リニアックを休止するに至ったとご答弁をいただきました。またリニアック更新に関しましても、県との協議を引き続き進めていくということで、市民の希望する一日も早いリニアックの更新には、時間がかかってしまう状況であると認識しました。

本年4月に市内各家庭に配布されました、ふじよしだふるさと納税使い道 B00K2025 を見ますと、令和6年の本市へのふるさと納税寄附額は100億円を突破したとのことです。この冊子には、寄附金の使い道として、市民の暮らしを豊かにする事業とあります。本市立病院の基本理念を見ますと「地域の皆さんの健康と暮らしを支えるために、思いやりのある質の高い医療を提供します」とあります。市民の暮らしが豊になる根本には、健康であることがなくてはならないことであると考えます。このような観点から、ふるさと納税の寄附金の一部でリニアックの不具合を解消し、一日も早いリニアックの更新を希望します。このことに関しましては、多くの市民の皆様から同様のご意見をいただいております。

執行者の見解をお聞かせください。

本年3月6日の地方紙報道によりますと、市立甲府病院の令和6年度決算は、収益の大半を占める医療収益が目標額78億円を6億円以上上回る見通しであるとのことです。同病院では「断らない医療」を経営方針に定め、救急医療の受け入れなどで積極的に進めた結果、入院患者数が増加し、医療収益の増加に繋がっているそうです。また1999年に廃止した人間ドック事業を受け入れることで、患者数の増加につなげることも見込んでいるとのことです。

「断らない医療」特に「断らない救急」は、患者の重症度に関わらず、すべての救急患者を受け入れることを指し、この理念は、患者やその家族に対して、安心感を与

えてくれます。救急患者の受け入れが増えると、入院や手術などの医療サービス提供が増え、医療収益の向上が期待できます。その一方で、人件費の増加や医療スタッフの負担増が懸念されるところであります。

本市立病院においては、診察時間外に救急外来を受けたい患者に対し、症状を確認し緊急性がないと判断した場合、他の病院に行くか、翌日まで様子を見るように伝えるケースもあると聞いています。「断らない医療・救急」に関して、どのような考えを持ち、対応していくのか見解をお聞かせください。

また、がんに罹患している患者を治療できず、他の病院に入院せざるを得ないケースや、本市立病院医師の患者に対する接し方に関して、市民の皆様から、切実なご意見が寄せられております。

看護師不足や医療スタッフの過重労働等、様々な問題は山積しているとは思いますが、本市立病院の経営強化プランの運営方針にある「皆さんの尊厳及び権利を尊重し、患者中心の医療を目指します」等を確実に実行して、本市立病院の運営を進めて欲しいと考えますが、執行者の見解を聞かせください。

以上、第1 標題 2 回目の質問とさせていただきます。

2 回目の市長答弁

伊藤議員の2 回目の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金をリニアックの更新費用に充てることについてであります、先ほど答弁申し上げましたとおり、物価等の上昇とこれらに見合った診療報酬の改定がされないことが病院の経営状況に強く影響を与え、今後も厳しい経営状況がしばらく続いていくと想定されます。

このことから、リニアックの更新は、本市単独では難しいと考えており、更に市立病院の利用者は半数以上が市外の方であることから、広域的な対応が必要な問題であると考えております。

また、既に御承知のことだとは思いますが、ふるさと納税につきましては、寄附額のうち、約半額は、事業者への返礼品代金やポータルサイト手数料等の経費であり、市の財源となる金額は寄附額の半額であります。

さらに、寄附者は、教育支援事業、まちづくり支援事業、防災環境の整備事業等、8つのメニューの内から使い道を指定して寄附されることから、その意向に沿った事業に毎年度活用させていただいております。

以上を踏まえ、富士吉田市に寄せられた寄附金の使い道をリニアックの更新とすることは望ましくないことから、ふるさと納税の寄附金を更新費用に充てることは考えておりません。

次に、当院の「断らない救急医療」に対する考え方と対応についてであります、
「断らない医療」を掲げる病院の中には、時間外の救急対応が増大し、医師等スタッフに対して過重労働となり、医療現場の疲弊を招いている要因の一つとなっていることや、医師の働き方改革、看護師不足など医療資源が不足しているなかで、このような医療に取り組んだとしても、結果として大きな赤字運営となっている病院もあると聞いております。

安易に「断らない医療」を理念に掲げることが、結果として地域医療の崩壊にもつながりかねない可能性があることも、是非御認識くださいますようお願いいたします。
しかしながら、その様ななかでも当院においては、二次救急医療機関として自力で来院することが難しく救急車で搬送される患者や、入院や手術を伴う緊急性の高い患者を受け入れる一方で、救急外来や病棟の状況を見ながら可能な限り多くの患者の受入れを行っております。

特に富士五湖管内の二次救急患者に関しては、約 92 パーセントの患者がこの地域において受入れが完結され、峡東地域の約 62 パーセントや峡南地域の約 53 パーセントより、はるかに高いものとなっており、大きな病院が多数存在する甲府管内と同等の数値となっております。

今後の救急医療においても、当院の役割をしっかりと果たし、市民への安心安全な医療を提供してまいります。

いずれにいたしましても、医師や看護師などの医療スタッフが限られている大変厳しい状況ではありますが、医療資源を最大限活用するなかで、地域の基幹病院としての役割を担うと共に、患者に寄り添った医療を提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

第2 標題「本市における有機農業とオーガニックビレッジについて」

1 回目の質問

第2 標題、本市における有機農業とオーガニックビレッジについて質問をさせていただきます。

農林水産省では「緑の食料システム戦略」に基づき、オーガニックビレッジを推進しています。オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫して行い、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいいます。農林水産省では、このような先進的なモデル地区を順次創出し、横展開を図っていく方針であるとのこと。令和7 年3 月時点で、全国1 3 1 市町村が、オーガニックビレッジの仕組みを取り入れており、令和1 2 年までに2 0 0 市町村を創出することを目標に全国各地の産地づくりを推進しています。

有機農業とは、元々の自然環境・生態系の循環を守っていきながら、自然の力を農業に活かしていくことをいいます。「有機農業に関する法律」（平成1 8 年法律第1 1 2 号）において、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び、農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業を定義しています。初めてわが国で有機農業という言葉が使われたのは、1 9 7 1 年に日本有機農業研究会が創立された際に使われるようになったといわれています。有機農業の誕生の背景として、農業の工業化が挙げられます。2 0 世紀初頭から農業の工業化が始まり、1 9 1 4 年の第1 次世界大戦時の軍事技術から多くの殺虫剤や除草剤、化学肥料などが開発されていきました。大正時代に入った1 9 2 0 年代には、化学合成農薬も使われ始め、第2 次世界大戦が終わった1 9 5 0 年には、化学肥料と農薬が広く使われるようになりました。しかし、農薬の種類によっては、健康や環境に悪影響を及ぼすということが解明され、農薬は残留という形で間接的にヒトや生態系に負の影響を与えることがあり、1 9 6 2 年にアメリカの海洋生物学者レイチェル・カーソンの「Silent Spring（沈黙の春）」が刊行され、農薬による環境汚染問題に警鐘を鳴らすこととなりました。このような事案を背景として、安全な食べ物を得るために化学的に合成された農薬を使わない、安全な農作物を得るために、有機農業を始める農家が現れ始めました。

本市においても、少数ではありますが、安心安全な作物を育てるために有機農業を始めている方もいらっしゃいます。一方で、有機農業は、通常の農業と異なり化学肥料や農薬を使用しないことから、従来の農法よりも収穫量が低下する可能性もあり、虫食いや見た目の問題等、多くの場合、栽培技術の確立や普及が課題となります。このようにメリット、デメリットがある有機農業ではありますが、農林水産省の方針やSDGs の理念にのっとった持続可能な農業の在り方を考えることは、非常に大切なことであると考えます。そこでお尋ねいたします。有機農業に関して行政としてどのような見解をお持ちであるか、お聞かせください。また、農林水産省が推進しているオーガニックビレッジに向けた、本市としての取組をどう考えるのか見解をお聞かせください。

以上、第2 標題 1 回目の質問とさせていただきます。

1 回目の市長答弁

伊藤議員の本市における有機農業とオーガニックビレッジについての御質問にお答えいたします。

有機農業に関する見解及びオーガニックビレッジに向けた本市の考えについてであります。化学肥料や農薬を使用しない有機農業は、一般的に高温多湿な日本の気候では病害虫が発生しやすく、管理が難しいとされております。化学肥料や農薬に代わって、手作業や自然に寄り添った栽培方法が求められるため、より多くの人手が必要となりますが、それにもかかわらず病害虫による規格外品が多く発生することや、周辺農地への病害虫被害が拡大する事例も見受けられます。また、安定的に生産できる慣行栽培と比較すると、収穫量が減少するために農業収入が安定しないなどの課題もあり、現在のところ、市内の耕地面積 180 ヘクタールに占める有機農業の割合はおおよそ 1 パーセントの 1.85 ヘクタールであり、生産者は極少数であります。

そのような状況のなか、一部の生産者においては、子供たちの安心安全な食の推進として、学校給食に提供するための減農薬による特別栽培米の生産に御協力をいただいております。

また、本市の農業者の多くは兼業農家であるため、そのほとんどが出荷・流通を目的とした営農ではなく、親族や知人等で消費することを中心とした、いわゆる自給自足的農業として営まれており、農薬の使用等を控えた農作物の生産に取り組んでいる

ものと認識しております。その結果として、消費者の健康増進や地域の自然環境の保全にもつながり、持続可能な農業形態として展開しているものと捉えております。

一方で、有機農業への取組には、生産者への負担を強いる課題も多いことから、現時点では有機農業の拡大を要件とするオーガニックビレッジに向けての取組としてではなく、減農薬栽培等による消費者や環境に配慮した持続可能な農業の推進に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

第2 標題 2 回目の質問をさせていただきます。

有機農業への取組には、生産者への負担を強いる課題も多いとご答弁をいただきましたが、本年5月に農林水産省では、取組の進め方に関して様々な資料を作成しています。有機農業に関して確立した技術をマニュアル化して、技術の普及に活用することができます。これから有機農業に取り組みたい方のために、本市農林課のホームページ等で周知をするべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

また自治体として、有機農業の産地づくりに取り組むメリットとしては、環境にやさしいまちづくりや学校給食で有機農産物を使用していることが、地域の魅力を高め人気の移住先となっている事例も散見されます。

富士山北面の素晴らしい環境にある本市におきましても、この地域の優位性を活かし、富士山ブランドとして高付加価値化につなげることも、地域活性化の一つの手段であると考えます。

有機農業への取組を現時点では行わず、減農薬栽培等による消費者や環境に配慮した持続可能な農業の推進に努めていくとご答弁をいただきました。農林水産省では、平成23年度から化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援するために、環境保全型農業直接支払交付金という制度を設けています。本市におきましても、この制度を利用している方がいらっしゃると聞いていますが、現在の利用実績と利用したい方への周知方法をお聞かせください。

現在、有機農業に取り組んでいる方や新たに有機農業への取組を希望する方も少数ではありますが、いらっしゃいます。こういった方々に対して、農林水産省では、相

談窓口の設置や研修制度の創設によりサポート体制をとっています。また実際に有機農業に取り組む地域が、どのような取組を行っているのか、先進地の事例等を学ぶ機会も必要であると考えます。農林水産省では、令和7年度当初予算の有機農業推進総合対策事業のうち、有機農業新規参入促進事業において、事業実施主体が有機農業に関する相談窓口となり、有機農業の専門家であるオーガニックプロデューサーの派遣や民間有機指導団体の栽培技術指導・研修会の開催を実施しています。本市においてもこのような制度を利用し、有機農業に関して、興味を持たれる方へのサポートをしていくべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、第2標題2回目の質問とさせていただきます。

2回目の市長答弁

伊藤議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、有機農業に取り組みたい方への周知についてであります。市ホームページにおいて、国の有機農業に関する支援制度や、減農薬栽培を紹介するページを新たに作成するなど、新規就農者や生産者に対してしっかりと周知してまいります。

次に、減農薬栽培を対象とする環境保全型農業直接支払交付金制度の利用実績と周知方法についてであります。令和6年度の利用実績は、4名の生産者からなる農業者団体1団体が制度を活用しており、5.19ヘクタールの面積で取り組まれています。今後も、先ほど答弁申し上げました有機農業者への支援と併せ、情報発信を図ると共に、農業委員会などと連携した上で広く周知し、安心安全で持続可能な農業の推進に取り組んでまいります。

次に、有機農業に興味を持たれる方へのサポートであります。有機農業や減農薬栽培の取組については、持続可能な農業や環境保全への点からも大変重要なものであることから、有機農業新規参入促進事業を始めとする国や県の各種農業支援制度を活用し、新規就農者へのサポートを実施してまいります。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

富士吉田市立病院は、市民の生命と健康を守るための拠り所であります。今後も患者に寄り添った手厚い医療の提供に心がけていくべきであると考えます。

有機農業の取り組みに関しては、前向きなご答弁をいただきましたので、私たちの心身に影響を与える、安心安全な農業の推進を期待しております。

以上で私の質問を終わります。